

第 66 号 議 案

平 成 2 6 年 度

亀岡市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成26年度亀岡市土地取得事業特別会計
補正予算（第1号）

平成26年度亀岡市の土地取得事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

33,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ1,373,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に
よる。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年3月13日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 0	千円 310,500	千円 310,500
	2 財産売却収入	0	310,500	310,500
2 繰入金		18,600	△8,700	9,900
	1 繰入金	18,600	△8,700	9,900
5 市債		1,388,400	△335,700	1,052,700
	1 市債	1,388,400	△335,700	1,052,700
歳入合計		1,407,000	△33,900	1,373,100

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産取得費		千円 1,396,054	千円 △25,213	千円 1,370,841
	1 土地取得費	1,396,054	△25,213	1,370,841
2 公債費		9,253	△8,687	566
	1 公債費	9,253	△8,687	566
歳出合計		1,407,000	△33,900	1,373,100

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
用 地 取 得 事 業	千円 1,388,400 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 1,052,700 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。